

(写)

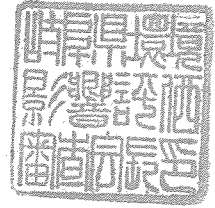
環影第2号

令和7年4月3日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県環境影響評価審査会

会長 神谷 浩二



500kV 関ヶ原北近江線新設に係る環境影響評価方法書に対する  
意見書について

令和6年11月26日付けで中部電力パワーグリッド株式会社から岐阜県に  
提出があった 500kV 関ヶ原北近江線新設に係る環境影響評価方法書について、  
当審査会の意見は別紙のとおりです。

## 500 kV関ヶ原北近江線新設に係る環境影響評価方法書に対する 岐阜県環境影響評価審査会意見

事業者においては、以下の事項について十分検討したうえで、環境影響評価の手續において、調査、予測及び評価を適切に行うとともに、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に反映されたい。

なお、調査の結果、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、岐阜県環境影響評価技術指針に基づき、必要に応じて環境の保全の観点から事業の内容の見直しを検討されたい。

### 1 水質・底質・地下水

対象事業実施区域内の地域性や森林伐採に伴う影響を踏まえ、雨水や融雪を含む排水計画を検討したうえで、対象事業の実施により影響が及ぶおそれのある場合は、調査、予測及び評価を適切に行うとともに、準備書において明らかにすること。

### 2 地盤

造成計画のうち、切土の処理方法について新たに検討が必要な場合は、周辺地域に及ぼす影響を十分に検討し、準備書において明らかにすること。

### 3 温室効果ガス

「択伐」と「皆伐」の定義を明確にしたうえで、対象事業実施区域内の植生に応じた、森林伐採に伴う森林蓄積量の推定を検討し、森林伐採に伴う影響が生じるおそれがある場合は、調査、予測及び評価を適切に行うこと。また、検討した森林蓄積量及び択伐並びに皆伐を実施する区域及び面積を具体化し、伐採後の木材の搬出先、利用方法についても十分検討し、準備書において明らかにすること。

### 4 電波障害

対象事業実施区域及びその周辺住民等に対し、電磁波による健康への影響について積極的な周知に努めること。

### 5 動物

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺にはカモシカやクマタカ、オオタカ、サシバ、ミサゴといった猛禽類が生息する可能性があるため、調査、予測及び評価を適切に行うこと。
- (2) 対象事業実施区域内に電線を設置する際は、大型鳥類への影響が生じ

る可能性について十分検討し、必要な対策を準備書において明らかにすること。

- (3) 対象事業実施区域及びその周辺に生息する想定される哺乳類、昆虫、両生類及び植物の調査を行うにあたっては、最新の文献を用いて調査を行い、準備書において明らかにすること。
- (4) 対象事業実施区域及びその周辺の河川の漁業者に対し、事業説明を行うとともに、水生生物の生育及び人と自然の触れ合い活動の場となる遊漁への影響について、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

## 6 植物

- (1) 緑化計画については、緑化の目的を明確化するとともに、択伐を含む伐採を実施した区域の緑化について、植生の状況によっては自然萌芽による更新が期待できない場合があることから、目的とする森林植生との乖離が生じた場合の対応について十分検討し、準備書において明らかにすること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺に生息する想定される哺乳類、昆虫、両生類及び植物の調査を行うにあたっては、最新の文献を用いて調査を行い、準備書において明らかにすること。【再掲】

## 7 触れ合い活動の場

- (1) 対象事業周辺地域では、スカイスportsが盛んなことから、送電線による事故等を防ぐため、周辺地域の住民及び利用者に対して十分周知を図ること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺の河川の漁業者に対し、事業説明を行うとともに、水生生物の生育及び人と自然の触れ合い活動の場となる遊漁への影響について、調査、予測及び評価を適切に行うこと。【再掲】

## 8 文化財

対象事業実施区域内から生育場所が定まらない天然記念物や新たに埋蔵文化財が発見された際は、関ヶ原町に連絡し、協議を行うこと。

## 9 景観

対象事業における鉄塔の位置並びに史跡及び名勝からの景観については、モニタージュ写真等を用いて、準備書において明らかにすること。

## 10 その他

- (1) 土地利用計画については利用する区域を明確にし、準備書において明らかにすること。
- (2) 調査等の方法については、出典を準備書において明らかにすること。

- (3) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況について、文献による差異がある場合は、現地調査を適切に実施し、準備書において明らかにすること。